

第16回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年10月28日(木)午後2時00分から午後2時45分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 20番 佐久間博孝

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 令和3年度農地パトロール(利用状況調査)の結果について
第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
第4号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
第2号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第5号 現況証明について
- 協議
- 第1号 幕別町に対する意見の提出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主事	大西 千春
農地振興係主事	石塚 瑤人

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第16回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。</p> <p>議事録署名委員に8番高野委員、9番佐藤雅典委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、20番佐久間委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「令和3年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、令和3年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について、8月に農地パトロール（利用状況調査）を実施した結果、利用意向調査に該当する農地はありませんでした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。</p>

議長	<p>次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXほか計3法人から提出がありましたので、報告いたします。</p> <p>書類等完備されておりましたので、受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番から4番について説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>報告第3号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。</p> <p>案件は、議案書1ページから2ページの、今月19日及び21日に町公社が利用調整を行った4件であります。</p> <p>内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番から4番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。</p>

案件は、議案書3ページの2件でございます。
今月19日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。
以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第4号1番、2番については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

なお、議案第1号1番、2番につきましては、黒田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席を願います。

(17番 黒田委員退席)

それでは、議案第1号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により、合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は売買のため解約するものです。

以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番、2番は原案のとおり可決されました。

(17番 黒田委員着席)

議長

次の議案第1号3番、4番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(16番 多田委員退席)

それでは、議案第1号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は売買のために解約するものであります。

以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号3番、4番は原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長

次に、議案第1号5番から7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号5番から7番について、議案書をもとに朗読】

5番から6番の案件は返還、7番の案件は借換えのため解約をするものです。農地法第18条の規程に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号5番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号5番から7番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第1号8番、9番につきましては、西田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(5番 西田委員退席)

それでは、議案第1号8番、9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第1号8番、9番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は売買のため解約をするものです。

以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号8番、9番は原案のとおり可決されました。

(5番 西田委員着席)

議長 次の議案第1号10番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(19番 渡邊委員退席)

それでは、議案第1号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号10番について、議案書をもとに朗読】

この案件は利用調整のため解約するものです。

以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第1号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号10番は原案のとおり可決されました。

(19番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第1号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号11番について、議案書をもとに朗読】

この案件は利用調整のため解約するものです。
以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第1号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号11番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。
議案第2号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規程に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。

【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

議長

以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第3号1番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから5ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1番

1番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上、説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番から10番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号11番、12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号11番、12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号11番、12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号11番、12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号13番、14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号13番、14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号13番、14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号13番、14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号15番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号15番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページから9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号15番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号15番から18番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号19番から22番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号19番から22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページから11ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

- 3番 3番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は佐久間委員ですが、本日、都合により総会を欠席されましたので、一緒に利用調整会議に出席した私の方からご説明いたします。
これらの案件は、今年19日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでおられますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。
- 議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
(発言なし)
- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号19番から22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
【全員異議なし】
- 議長 異議なしとします。よって、議案第3号19番から22番は原案のとおり可決されました。
- 議長 次に、議案第3号23番について、事務局から説明をいたします。
- 事務局 【議案第3号23番について、議案書をもとに朗読】
以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 16番 16番説明いたします。この案件は、今年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は大樹町の農事組合法人でありますが、買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。
- 議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
(発言なし)
- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
【全員異議なし】
- 議長 異議なしとします。よって、議案第3号23番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第3号24番につきましては、黒田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(17番 黒田委員退席)

それでは、議案第3号24番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は、今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号24番は原案のとおり可決されました。

(17番 黒田委員着席)

議長

次の議案第3号25番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 多田委員退席)

それでは、議案第3号25番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号25番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、利用調整会議には佐久間委員が代わりに地区担当委員として出席しております。本日、都合により佐久間委員が総会を欠席されましたので、一緒に利用調整会議に出席した私の方からご説明いたします。

この案件は、今年19日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおられますので、今回の所有権の移転については問題ないと思っております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号25番は原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長

次に、議案第3号26番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、今年9月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思っております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号26番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番から4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第4号1番から4番について、議案書をもとに朗読】 これらの案件は、別添調査書1ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。これらの案件は、今月19日に森委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番から4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第4号5番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、今月19日に森委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

2番 2番説明いたします。この案件は、今月19日に森委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。この案件は、今月19日に森委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号7番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1番

1番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に森委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に森委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に森委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議長	<p>議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、協議第1号「幕別町に対する意見の提出について」を議題といたします。</p> <p>協議第1号について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局長	<p>協議第1号、幕別町に対する意見の提出について、次のとおり決定したいので、協議を求めるものであります。</p> <p>本件は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、幕別町に対する意見の提出を行うにあたり、意見書の内容等の協議、検討を行うことを、農業委員会規則第11条の規定により農政部に付託することについて、ご協議をお願いするものであります。</p> <p>検討する内容であります。議案の中段2番にありますように、国等への要請として1から4の事項を、町への農業施策の要望として1から5の項目を予定しております。</p> <p>なお、当該意見書につきましては、来月24日開催予定の農政部会でご協議をいただいた後、29日開催予定の第17回農業委員会総会において、ご審議、ご決定をいただきましたら、出来るだけ早く幕別町に対して提出いたしたいと考えております。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、協議第1号は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案は以上であります。</p> <p>これをもちまして、第16回農業委員会総会を閉会します。</p>
事務局	<p>ご起立願います。ご苦勞様でした。</p>